

秋田県警察本部訓令第18号

秋田県警察情報セキュリティ基本方針を次のように定める。

平成29年12月20日

秋田県警察本部長 警視長 扇 澤 昭 宏

秋田県警察情報セキュリティ基本方針

秋田県警察情報セキュリティ基本方針（平成26年秋田県警察本部訓令第2号）の一部を改正する。

（趣旨）

第1条 この訓令は、秋田県警察が運用する情報システム及び管理対象情報（以下「情報システム等」という。）に関して、体系的かつ網羅的な管理の基準及びそれを組織的に実施するための基本的事項を定め、もって秋田県警察における情報セキュリティを維持することを目的とする。

（定義）

第2条 この訓令において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報システム 情報処理（単体で情報処理を行う電子計算機を含む。）及び通信に係るシステムをいう。
- (2) 警察情報システム 警察庁が秋田県警察に整備した情報システム及び秋田県警察が整備した情報システムのうち、警察庁の情報システムと接続するものをいう。
- (3) 秋田県警察情報システム 秋田県警察が整備した情報システム（警察庁の情報システムと接続するものを除く。）をいう。
- (4) 外部記録媒体 USBメモリ、外付けハードディスクドライブ、DVD-R等電子計算機に接続し情報を入出力する電磁的記録媒体をいう。
- (5) 情報セキュリティ 情報の機密性、完全性及び可用性が確保されていることをいう。
- (6) 機密性 情報について、当該情報を利用する権限を有する者だけが当該情報を利用できることをいう。
- (7) 完全性 情報について、その処理及び伝送が正確であることをいう。
- (8) 可用性 情報について、これを利用する権限を有する者が必要なときに利用できることをいう。
- (9) 管理対象情報 次に掲げる情報をいう。

ア 秋田県警察が運用する情報システムに記録された情報（書面に記載された情報であってその内容が秋田県警察が運用する情報システムに入力されたものを含む。）

イ 秋田県警察が運用する情報システムから出力された情報

ウ 秋田県警察が運用する情報システムの設計又は運用管理に関する情報

（適用範囲）

第3条 この訓令は、次の各号に掲げる情報システム等を取り扱う秋田県警察職員（非常勤職員及び臨時的任用職員を含む。以下「職員」という。）及び契約に基づき当該情報システム等を取り扱う者に適用する。

- (1) 警察情報システム
- (2) 秋田県警察情報システム
- (3) 警察庁及び秋田県警察以外の機関が秋田県警察に整備した情報システム
- (4) (1)から(3)で取り扱う管理対象情報
- (5) (1)から(4)を取り扱う警察庁舎内の区域
(想定する脅威)

第4条 この訓令が適用される情報システム等に対して、次の各号に掲げる脅威を想定して必要な情報セキュリティ対策を講じなければならない。

- (1) 部外者の侵入、不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等の意図的な要因による情報システム等の漏えい、破壊、改ざん、消去等
- (2) 情報システム等の無断持出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、プログラム上の欠陥、操作ミス、故障、盗難等の非意図的な要因による情報システム等の漏えい、破壊、消去等
- (3) 地震、落雷、火災等の災害による業務の停止等
(講ずべき情報セキュリティ対策)

第5条 前条に規定する脅威から情報システム等を保護するため、次の各号に掲げる情報セキュリティ対策を講じなければならない。

- (1) 情報セキュリティを確保するための管理体制の確立
- (2) 秋田県警察が運用する情報システムにおいて取り扱う管理対象情報を、その性質、内容及び利用の態様に応じて機密性、完全性及び可用性により分類した適正な管理基準の策定
- (3) 秋田県警察が運用する情報システム等の管理に関する物理的セキュリティ対策
- (4) 情報セキュリティに関し、職員等が遵守すべき事項を定めるとともに、十分な教養及び啓発を行うなどの人的セキュリティ対策
- (5) 電子計算機等の管理、アクセス制御、不正プログラム及び不正アクセスに関する情報セキュリティ対策
- (6) 情報システムの設計、調達、廃棄及び外部委託を行う際の情報セキュリティ対策
- (7) 情報システム等への脅威が発生した場合等に迅速かつ適切に対応するための体制の確立
- (8) 外部記録媒体の取り扱いに関する情報セキュリティ対策
- (9) 情報セキュリティに関する規定の遵守状況の確認等を目的とする情報セキュリティ監査の実施

2 前項の情報セキュリティ対策を講ずるための遵守事項及び対策の基準は、別に定める。

(職員の遵守義務)

第6条 職員は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たって情報セキュリティに関する規定を遵守しなければならない。

(情報セキュリティ対策委員会)

第7条 秋田県警察における情報セキュリティに関する重要事項を審議するため、秋田県警察に情報セキュリティ対策委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会の委員長は、警務部長をもって充てる。
- 3 委員会の構成及び運営に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成30年1月1日から施行する。